２．税制支援

（１）税制の概要

①中小事業者等が、**②適用期間内**に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、**③一定の設備を新規取得**した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が**３年間、１／２に軽減**されます。

また、**従業員に対する賃上げ方針の表明**を計画内に記載した場合は、**令和６年３月末までに取得した場合は５年間**、**令和7年3月末までに取得した場合は４年間**にわたって**１／３に軽減**されます。

条文：地方税法附則第15条第45項（固定資産税等の課税標準の特例）

① 中小事業者等とは？

・資本金もしくは出資金の額が１億円以下の法人
・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が１億円以下でも中小事業者等とはなりません。

①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が１億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が５億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から２分の１以上の出資を受ける法人
②２以上の大規模法人から３分の２以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは？

令和５年４月１日 ～ **令和７年３月３１日までの期間（２年間）**

③ 一定の設備とは？

＜先端設備等の要件＞

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

●要件：**年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれる**ことについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

※税制の適用を受けるまでの流れについてはＰ．６以降を参照。

＜対象設備＞

設備の種類	最低価額（１台１基又は一の取得価額）	その他
機械装置	１６０万円以上	
工具	３０万円以上	
器具備品	３０万円以上	
建物附属設備	６０万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※１　償却資産として課税されるものに限る。
※２　上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がございますので、ご注意ください。

（2）適用手続き①　～投資利益率の要件について（手続の流れ）～

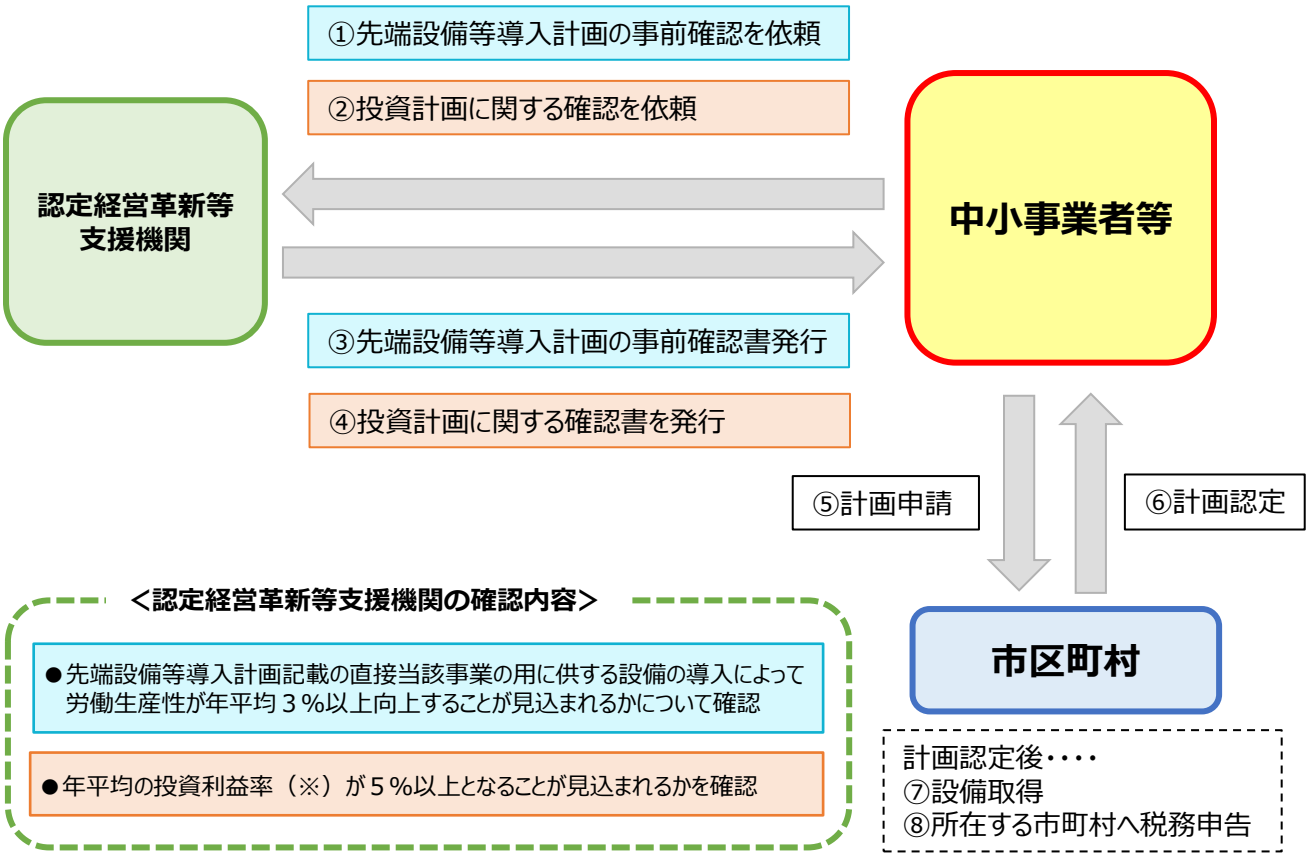

＜①・②・③・④＞

認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「先端設備等導入計画」及び「投資計画」の内容を確認し、それぞれ確認書を発行。

（※）年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{（営業利益＋減価償却費^{*1}）の増加額^{*2}}{設備投資額^{*3}}$$

＊１　会計上の減価償却費
＊２　設備の取得等をする翌年度以降３年度の平均額
＊３　設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

＜⑤・⑥＞

中小事業者等は、認定申請書とともに、③先端設備等導入計画に関する事前確認書及び④投資計画に関する確認書を添付して、市区町村に計画申請します。市区町村は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。

＜⑦・⑧＞

認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等について、税法上の要件を満たす場合、税務申告において、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税務申告に際しては、納税書類に④投資計画に関する確認書の写し、⑤認定を受けた計画の写し、⑥認定書の写しを添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用を受けられないことにご注意ください。

（２）適用手続き① ～投資利益率の要件について（必要な書類）～

【手順１】事業者から認定経営革新等支援機関へ確認依頼

➢ 以下①及び②のほか、認定経営革新等支援機関が投資計画の内容や投資利益率の計算に関する妥当性を確認するために必要となる書類をご提出いただきます。

①投資計画に関する確認依頼書
②（別紙）基準への適合状況

＜必要となる書類の例＞
○貸借対照表・損益計算書（直近１年分）
○導入する設備の見積書（仕様や金額等がわかるもの）
○売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる積算資料、売上減価・販管費が減少する場合の根拠となる積算資料（任意様式）
○工場や店舗のレイアウト図等で設備導入前後の変化を確認できるもの、ソフトウェア導入前後の変化を比較できるもの

【手順２】認定経営革新等支援機関から事業者へ確認書発行

➢ 投資計画の内容、投資利益率の要件について確認が終わったら、事業者に対して、「投資計画に関する確認書」を発行してください。

（補足）確認書の別添として、事業者が提出した投資計画に関する確認依頼書及び基準への適合状況を使用する場合は、これらを添えて確認書を発行してください。

※確認書には、認定経営革新等支援機関の押印は不要です。
ただし、税制適用に関する重要な書類であることから、文書成立の真正性を立証しやすくするため、確認書のPDFデータを送受信したメール等の長期保存を推奨します。

【手順３】事業者から市区町村へ先端設備等導入計画の申請

➢ 先端設備等導入計画の認定申請に必要な他の書類（※）とともに、認定経営革新等支援機関から発行を受けた「投資計画に関する確認書」を提出してください。

※先端設備等導入計画の認定申請（変更含む）に必要な書類については、P.17～18をご参照ください。

（2）適用手続き①　～投資利益率の要件について（計算方法）～

【参考事例】株式会社X（事業年度期間：４月１日～３月３１日）のケース

●先端設備等導入計画に従って取得する設備は以下のとおり

（単位：千円）

導入設備		種類	投資額 取得単価	数量	合計	取得時期 年月	事業年度又は年
1	設備A	機械装置	30,000	2	60,000	R5年12月	R5事業年度
2	設備B	器具備品	10,000	2	20,000	R5年12月	
3	設備C	ソフトウェア※	1,000	1	1,000	R6年1月	
4	設備D	建物附属設備	30,000	1	30,000	R6年2月	
設備投資額					**111,000**		

※ソフトウェアは固定資産税の課税対象ではないため、本税制の対象外

ウ

●この場合、投資利益率の計算は以下のとおり

（単位：千円）

ア

設備投資による変化額		投資年度 R5事業年度	投資年度の翌年度以降3ヶ年度 1年度後 R6事業年度	2年度後 R7事業年度	3年度後 R8事業年度	3年度平均（⑫の単純平均）	
設備投資額	①	**111,000**					
売上高	②		10,000	15,000	20,000		
売上原価（④＋⑤）	③		6,000	8,500	11,000		
減価償却費以外	④		5,000	7,500	10,000		
減価償却費	⑤		1,000	1,000	1,000		
売上総利益（②－③）	⑥		4,000	6,500	9,000		
販売費及び一般管理費（⑧＋⑨）	⑦		500	1,000	2,000		
減価償却費以外	⑧		500	1,000	2,000		
減価償却費	⑨		0	0	0		
営業利益（⑥－⑦）	⑩		3,500	5,500	7,000		
減価償却費（⑤＋⑨）	⑪		1,000	1,000	1,000		
営業利益＋減価償却費（⑩＋⑪）	⑫		4,500	6,500	8,000	**6,333**	⑬

イ

↓ ↓ ↓

投資利益率（ ⑬ ÷ ① ）	**5.7%**

～ 投資利益率の算出における３つのポイント ～

ア）ソフトウェアのように本税制の対象外である設備も含めて計算します。

イ）各項目の決算値そのものではなく、変化額（増減額）の見込みを使用して計算します。

ウ）設備投資が完了する年度（投資年度※）の翌年度以降３ヶ年度における営業利益と減価償却費の増加額で投資効果を見込みます。　※本ケースの場合はR5事業年度

（２）適用手続き②　～賃上げ方針の表明について（手続の流れ）～

➢ 投資利益率の要件に加え、**賃上げ方針を従業員に表明した場合**は、新たに課税される年から**最長５年間（※）、固定資産税が１／３に軽減**されます。

※令和６年３月末までに取得した設備：５年間、１／３ に軽減
令和７年３月末までに取得した設備：４年間、１／３ に軽減

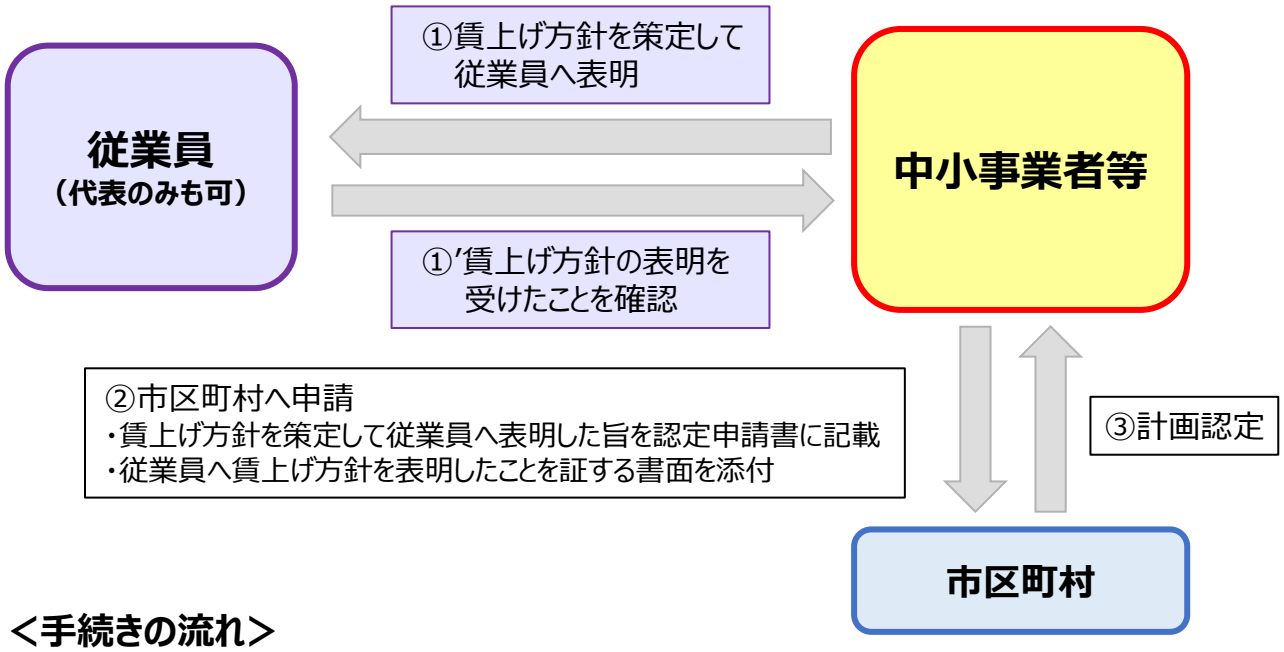

＜手続きの流れ＞

①賃上げ方針の従業員への表明

従業員（国内雇用者）に対する給与等の総額（以下「**雇用者給与等支給額**」という。）を、**計画申請日を含む事業年度**（以下「**申請事業年度**」という。）〔注１〕又は**その翌事業年度**において、**申請事業年度の直前の事業年度**と比較し、**１．５％以上増加させる方針**（以下「**賃上げ方針**」という。）を策定して、**従業員に表明**します。

なお、表明は、従業員全員ではなく、従業員の代表者のみに行うことも可能です。

〔注１〕令和5年4月1日以降に開始する事業年度に限定されます。

②市区町村への申請手続

市区町村に先端設備等導入計画を申請する際に、**認定申請書内に賃上げ方針を従業員へ表明した旨を記載**するとともに、**従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面**〔注２〕**を添付**します。　〔注２〕表明を受けた従業員代表者の署名（記名・押印も可）が必要です。

③計画認定

市区町村は賃上げ方針が位置付けられた先端設備等導入計画を認定します。

**※賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。
変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。**

（２）適用手続き② ～賃上げ方針の表明について（用語の解説）～

※用語の説明

［ア］雇用者給与等支給額

各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される全ての**国内雇用者［イ］**に対する**給与等［ウ］**の支給額をいいます。

［イ］国内雇用者

法人又は個人事業主の使用人のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む**役員［エ］**及び**役員［エ］**の**特殊関係者［オ］**、個人事業主の**特殊関係者［オ］**は含まれません。

［ウ］給与等

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与等）をいいます。したがって、例えば、所得税法第9条（非課税所得）の規定により非課税とされる給与所得者に対する通勤手当・旅費等についても、原則的には、本制度における「給与等」に含まれることになります。

ただし、賃金台帳に記載された支給額のみを対象に、所得税法上課税されない通勤手当・旅費等の額を含めずに計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をすることも認められます。

なお、退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に含まれません。

また、派遣社員や請負労働者に係る費用も給与等には含まれません。

［エ］役員

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

［オ］特殊関係者

法人の役員又は個人事業主の親族などを指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員又は個人事業主と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等も特殊関係者に含まれます。

（3）所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）

※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。

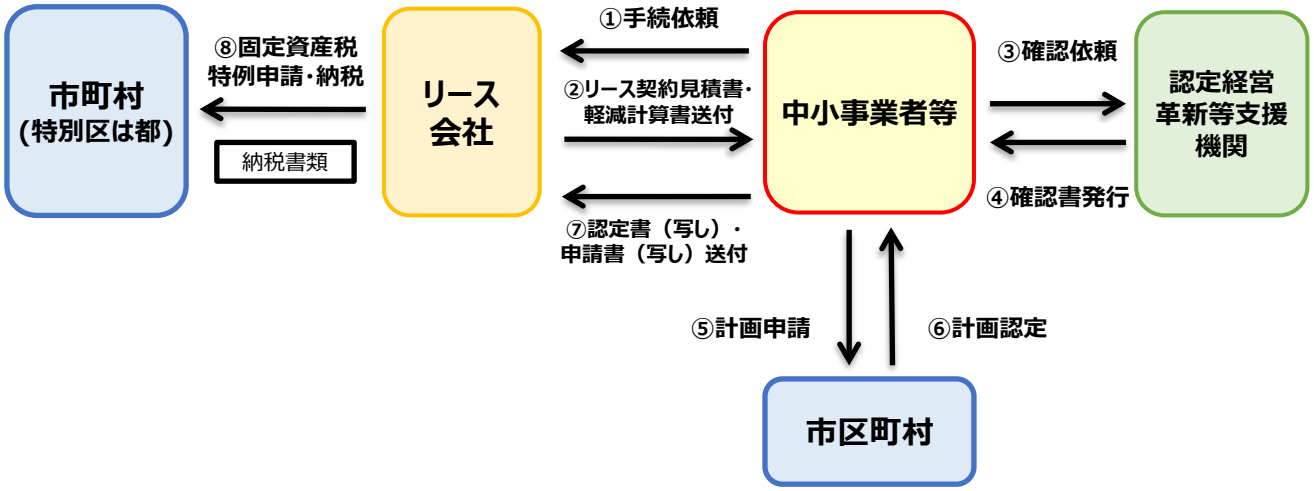

- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者等に還元する仕組みです。
- リース契約見積書、(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。

① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。**この際、賃上げ方針の表明の有無についてもあわせてリース会社にご連絡ください。**

② リース会社は、リース契約見積書と(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書を中小事業者等に送付します。

③・④ 認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、**「先端設備等導入計画」の内容（直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均３％以上向上することが見込まれるか）**及び**「投資計画」の内容（年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれるか）**を確認し、それぞれ確認書を発行。

⑤ 中小事業者等は、先端設備等の種類を記載した認定申請書とともに、②のリース会社から入手した書類（リース契約見積書、軽減計算書）の写し、④の認定経営革新等支援機関の確認書を添付して、市区町村に計画申請します。

※リース会社から入手した書類については、中小事業者等が保管してください。

⑥ 市区町村は、認定書を設備ユーザーに交付します。

⑦ 中小事業者等は、リース会社に認定書の写しと認定申請書の写しを送付します。

⑧ リース会社が自治体に納税手続を行います。

（注）本手続きを行った場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用を受けられないことにご注意ください。

（４）設備の取得時期

先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の**認定後に取得**することが**【必須】**です。

中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はありませんのでご注意ください。

○設備取得と計画認定のフロー

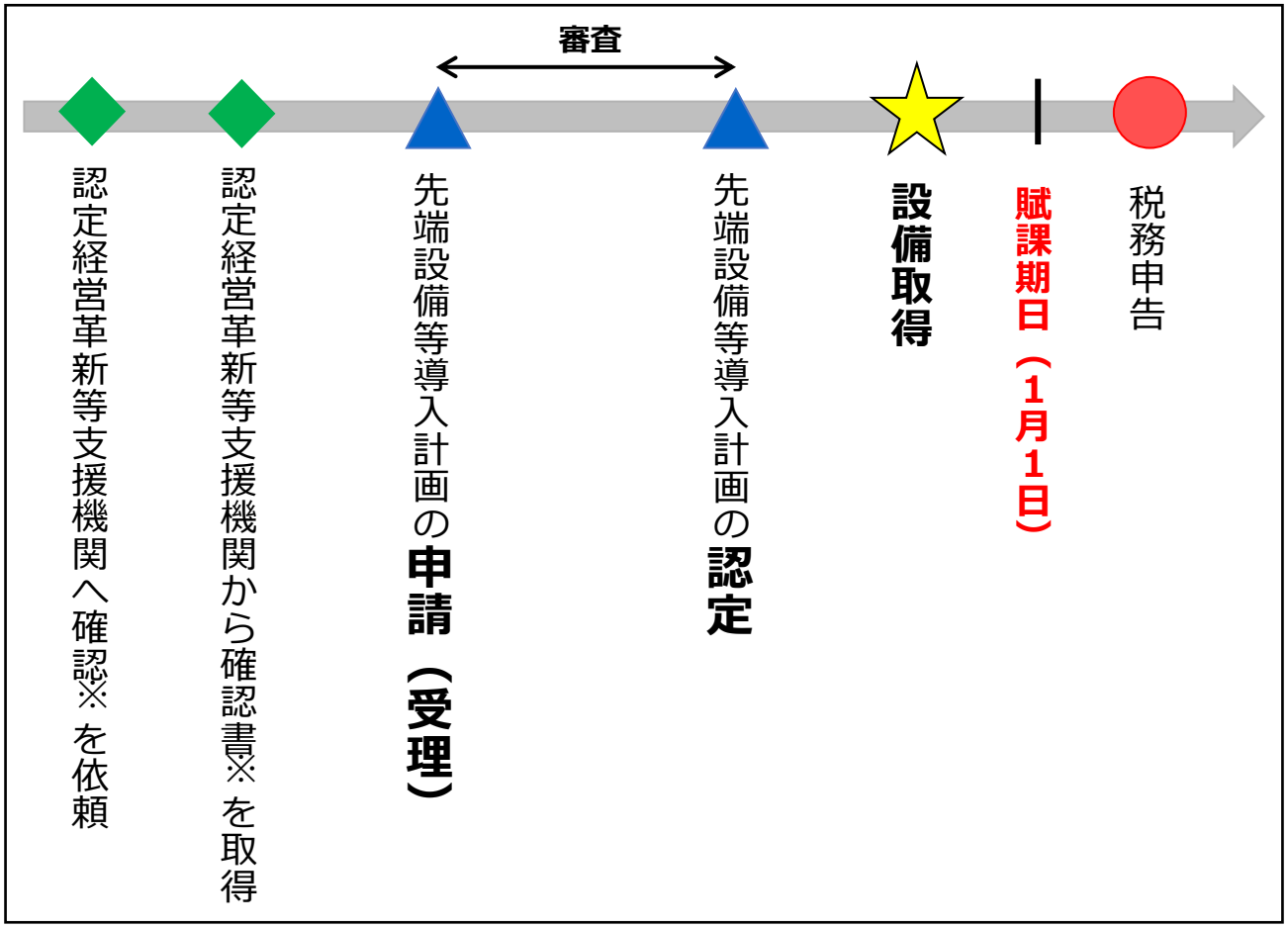

※認定経営革新等支援機関に確認を受ける内容について（P.6の内容を再掲）

→下記①は先端設備等導入計画の認定を受けるためには必須です。
さらに、税制の適用を受ける場合は、下記②も必須になります。

①先端設備等導入計画について

先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均３％以上向上することが見込まれるかを確認

②投資計画について

年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれるかを確認